

環境経営レポート

【2023年度版】

2023年7月1日～2024年6月30日

2024年9月30日作成

株式会社 関東標記

目 次

1.	環境経営方針	P1
2.	会社概要	P2
3.	環境経営目標及び環境経営目標の実績とその評価	P4
4.	主要な環境経営計画・取組結果とその評価並びに 次年度の取組内容	P5
5.	環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果 並びに違反訴訟等の有無	P6
6.	代表者による評価と見直・指示	P8
7.	次年度（2024年度）以降の環境経営目標	P9

1. 環境経営方針

環 境 経 営 方 針

株式会社関東標記は、環境問題を経営の重要課題と位置づけ、経営における課題とチャンスとを踏まえるとともに、以下の環境行動指針に基づいた事業活動を行います。

【環境行動指針】

1. 環境関連法規遵守

環境関連法規・法令、条例及びその他の規制を遵守し、企業の社会的責任を果たします

2. 二酸化炭素排出量削減

電力使用量削減、化石燃料削減に取り組み、地球温暖化防止に努めます

3. 廃棄物排出量削減

- ①廃棄物の種類分別を徹底し、廃棄物削減とリサイクルを推進します
- ②産業廃棄物はマニフェストを適正に管理し、排出量をできる限り削減できるように努めます

4. 水資源投入量と排水量削減

- ①基準値内での井戸水の利用を行い、効率的な水資源の使用に努めます
- ②特定施設基準を遵守した排水処理施設を使用し、定期的なメンテナンスを行い適正管理に努めます

5. 化学物質の適正管理と使用量削減

- ①有害性化学物質を適正に管理し、使用量削減に努めます
- ②SDS（化学物質安全データシート）の入手を徹底し、適正管理に努めます

6. グリーン購入の推進

- ①購入資材等のグリーン購入を推進します
- ②省エネ基準適合商品を優先的に購入します

7. 環境配慮製品の生産およびサービスの提供

省エネ生産を心掛け、不良品削減と歩留まり向上に努めます

8. 環境教育の継続的な実施

全社員が社会の一員であることを認識し、継続的に環境教育を行い、環境活動を通じて環境保全と社会貢献に取り組みます

9. 環境経営の継続的改善

全社員が環境経営の継続的な改善を実施し、環境保全に努めます

10. この環境経営方針を全社員に周知し、環境経営レポートにより一般に公開します

制定日 2009年10月30日

改定日 2019年9月2日

株式会社 関東標記
代表取締役社長 熊本剛至

2. 会社概要

2-1 事業所名及び代表者名

株式会社 関東標記
代表取締役社長 熊本剛至

2-2 事業所の所在地及び認証・登録範囲

事業所名	所在地	認証・登録範囲の該否
本社工場	東京都板橋区清水町63-2	該当

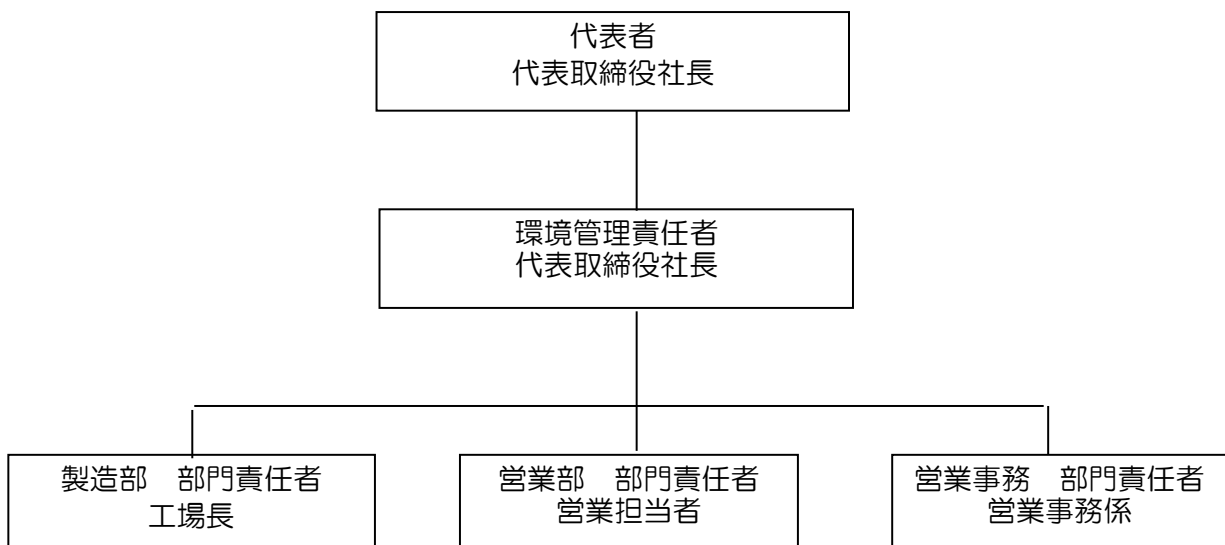
2-3 環境管理責任者及び担当者連絡先

環境管理責任者 代表取締役社長 熊本剛至 kumamoto@kanto-hyoki.co.jp
担当者 工場長 高野基之 takano@kanto-hyoki.co.jp
連絡先 電話：03-3962-0581
FAX：03-3964-1941

2-4 事業活動の概要

各種ネームプレート製造
(金属銘板、シール印刷、シルクスクリーン印刷、彫刻、塗装)

2-5 実施体制



役職	責任および権限
代表者	1. 環境経営方針の作成 2. 実施体制の構築 3. 代表者による全体の評価と見直し・指示 4. 課題とチャンスの明確化
環境管理責任者	1. 環境負荷と環境への取組状況の把握及び評価 2. 環境関連法規等の取りまとめ 3. 環境経営目標及び環境経営活動計画の策定 4. 環境コミュニケーション 5. 環境上の緊急事態への準備及び対応 6. 取組状況の確認及び問題の是正 7. 環境関連文章及び記録の作成・整理
部門責任者	1. 環境負荷と環境への取組状況の把握及び評価 2. 環境関連法規等の取りまとめ 3. 教育・訓練の実施 4. 実施及び運用 5. 環境上の緊急事態への準備及び対応 6. 取組状況の確認及び問題の是正 7. 環境関連文章及び記録の作成・整理

2-6 事業の規模

(1) 主要製品の生産量・出荷量(2023年度)

製品名	生産量・出荷額
銘板各種	97百万円

(2) 従業員数

社員 9名

パートタイマー 1名

合計 10名

(3) 事業所の建屋面積

事業所名	建屋延床面積
本社工場	501.5㎡

2-7 施設等の状況

【主な機械設備及び車両等】

設備名	能力仕様	台数
プレス機	アマダ製25t	1
平圧式シール印刷機	恩田製作所製	1
熱風循環式乾燥装置	1500×800×1200	1
アルマイトメッキ設備	循環式アルマイトメッキ層	1
排水処理設備	排水処理一式(中和→沈殿)	1
営業車	ヴォクシー、サクシード	計2

3. 環境経営目標及び環境経営目標の実績とその評価（数値目標のあるもの）

NO	環境経営目標	基準値	目標値	実績値	評価	翌年度目標値	翌々年度目標値
		実績値	2023年度 目標値	2023年度 実績値	○ △ ×	2024年度 目標値	2025年度 目標値
1	二酸化炭素の 排出量削減	(2013年度実績値) 38,197 kg-CO2/年度	(2013年度実績の25%削減) 28,978 kg-CO2/年度	21,782 kg-CO2/年度	○ (達成率)	(2013年度実績の26%削減) 28,596 kg-CO2/年度	(2013年度実績の27%削減) 28,214 kg-CO2/年度
		(対象エネルギー) 電力・都市ガス・ガソリン・灯油	(対象エネルギー) 電力・都市ガス・ガソリン・灯油	(対象エネルギー) 電力・都市ガス・ガソリン・灯油	133%	(対象エネルギー) 電力・都市ガス・ガソリン・灯油	(対象エネルギー) 電力・都市ガス・ガソリン・灯油
2	廃棄物排出量の 削減	(2015年度実績値) 1,957 kg/年度	(2015年度実績の8%削減) 1,800 kg/年度	1,731 kg/年度	○ (達成率)	(2015年度実績の9%削減) 1,780 kg-CO2/年度	(2015年度実績の10%削減) 1,760 kg-CO2/年度
		(対象廃棄物) 一般廃棄物/505kg 廃プラ/1452kg	(対象廃棄物) 一般廃棄物/475kg 廃プラ/1365kg	(対象廃棄物) 一般廃棄物/413kg 廃プラ/1318kg	104%	(対象廃棄物) 一般廃棄物/480g 廃プラ/1300kg	(対象廃棄物) 一般廃棄物/470kg 廃プラ/1290kg
3	水使用量の 削減	(2022年度実績値) 1,682 m³/年度	(2022年度実績の1%削減) 1,665 m³/年度	1,440 m³/年度	○ (達成率)	(2022年度実績の2%削減) 1,648 m³/年度	(2022年度実績の3%削減) 1,632 m³/年度
					116%		

- * 環境経営目標設定の基準値は、二酸化炭素排出量は2013年度、廃棄物排出量は2015年度、灯油は2019年度、水使用量は2022年度の実績値としております。原則、目標値は3年以上数値目標を達成できた際に見直しを行います。
- * 二酸化炭素排出量の算出に関わる排出係数について
- 電力使用による二酸化炭素排出量は、今年度から坊ちゃん電力2022年度調整後排出係数（0.469）を使用しております。
- * 二酸化炭素の排出量削減に関わる対象エネルギーの削減目標について
- 電力、ガス、ガソリン使用量は基準値（2013年度実績値）の25%削減、灯油使用量は2019年度の5%削減としています。
 - 翌年度以降の目標数値については、電力・ガス・ガソリンと灯油使用量の削減目標数値が異なるため、合計数値の実数が基準値に対する削減率の数値と異なっております。
- * 廃棄物について
- 可燃ゴミ（一般廃棄物）不燃ゴミ（廃プラ）は、廃棄ごとに重量を計測して指定産業廃棄物業者へ委託しています。
 - ダンボールは排出量が少量でほぼ再利用または板橋区の資源回収に出しているため測定しておりません。
 - カンおよびペットボトルは専用のゴミペールに入れ、板橋区の資源回収に出しているため測定しておりません。

4. 主要な環境経営計画・取組結果とその評価並びに次年度取組内容

NO	環境経営目標	具体的活動内容	取組結果	評価
1	環境関連法規遵守	①全社員が環境関連法規・法令・規則を理解し、遵守する ②行政機関への環境関連の報告および書類提出を厳守する	環境関連法規を遵守した事業活動に取り組み、法令違反はなかった。 行政機関への環境関連の報告については、書類提出を厳守した。	○
2	二酸化炭素排出量削減	①最大需要電力(デマンド)を42kW以下にする ②節電意識を持ち作業の取り組む ③都市ガスの使用量削減 ④エコドライブ運転 ⑤灯油使用量の削減	二酸化炭素排出量において、今年度から目標数値を大幅に変更したが、電気、都市ガス、灯油、ガソリン全てにおいて目標値以上に削減できた。次年度からの目標値については、基準年度を変更するなど検討していきたい。	○
3	廃棄物排出量削減	①製造過程で排出される金属廃棄物の分別とリサイクル推進 ②カン・ペットボトルは板橋区の資源回収に出す ③ダンボールやその他の梱包材を再利用する	廃棄物排出量削減の年間目標が達成できた。 月ごとに目標達成・未達はあるが、廃棄物を廃棄する時期が定期的でないため、年間目標を達成できていれば問題無いと考える。	○
4	水資源投入量と排水量削減	①基準値内で井戸水を利用する ②蛇口に節水こまを設置して節水に努める ③水道配管からの漏洩を定期的に点検する	アルマイトメッキ設備の更新により給水方法が変更となったため、目標数値を変更していく。	○
5	化学物質の適正管理と使用量削減	①PRTR制度対象化学物質の年間購入量削減 ②塗料・薬品類のSDS入手と指定倉庫での保管を徹底 ③効率的な作業を心掛け、塗料や薬品類の無駄を防ぐ	2019年度より、PRTR制度対象の化学物質を含む塗料・薬品類の年間購入量を数値把握した。化学物質を含む塗料や薬品類は指定倉庫に厳重に保管し、適正管理に努めた。SDSの入手と管理を徹底した。	○
6	グリーン購入促進	①グリーン購入へ代替可能な事務用品を選定する ②省エネ基準適合製品へ代替可能な設備を選定する ③エネルギー使用量が少ない製品を選定する	購入品のグリーン購入については、製品単価も考慮しながら進めていきたい。	△
7	環境配慮製品の生産およびサービス提供	①効率的なもののづくりを推進する ②材料の歩留まり向上を考える ③顧客への環境に配慮した材料の提案	①内製化と外注化を明確にして、効率的なもののづくりを進めることができた。 ②製作仕様の見直しを顧客に提案して、環境に配慮した印刷仕様を実施できた。	○
8	環境教育の継続的な実施	①朝礼等を通じて環境関連の報告を行い、全社員が環境保全に関する意識を高める	毎月1回以上、朝礼時に環境関連報告を継続的に実施した。	○

【次年度の取組内容】

上記の具体的な活動内容を継続する

5. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反訴訟等の有無

当社の事業活動に関する環境関連法規の遵守状況は以下の通りであり、環境関連法規への違反および訴訟はありません。また、関係当局からの違反および訴訟等は5年間1度もありません。

環境関連法規等名称	主な適用遵守事項	遵守状況
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃掃法) (産業廃棄物の適正処理)	①産業廃棄物の適正処理義務 ②排出量の抑制(再生利用等) ③内容や状況に応じて産業廃棄物業者に委託	○
	①収集運搬、処分事業者との二者間委託契約 ・事業区分、品目、取扱地県等の許可、許可期限 ②契約書記載事項 ・種類、数量、性状、荷姿、最終処分地、金額	○
	①産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付 ・種類ごと・運搬先ごと・運搬車ごと ・種類、数量、性状、運搬処分者名、最終処分地 ②管理票の回収管理一返送日をA票に記入 回収期限-B2・D票60日以内、E票180日以内 ③管理票の保管義務 5年間	○
(廃掃法) (一般廃棄物の処理) (東京都) 廃棄物の処理及び再利用に関する条例	市町村が行う一般廃棄物の収集、運搬行政に協力しなければならない(適正分別等)	○
	①事業者の基本的責務 ②製造等に際しての事業者の責務 ③事業系廃棄物の減量等	○
東京都騒音規制法 東京都振動規制法	都道府県知事が指定した指定地域内で特定施設を設置する事業者は条例で定める 「騒音」及び「振動」規制基準を遵守しなければならない	○
東京都生活環境保全等に関する条例	・騒音・振動規制は、東京都条例適用	○
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (東京都公害防止条例の改正)	①環境への負荷の低減の取組 ②工場公害対策 ③緊急時の措置	○
特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律 (PRTR法)	①対象化学物質 ・第一種指定化学物質 ・第二種指定化学物質 ②指定化学物質等取扱事業者 ③SDS入手による管理とその法令順守	○
消防法	少量危険物には該当しないが、危険物指定数量以上の貯蔵所、取扱所を設置して厳重に保管する(消防署に確認済) 下記の場合、設置するには市町村の許可が必要 ・第四種(引火性液体) ガソリン200、灯油1,000リットル以上 ・第六種(酸化性液体)	○
下水道法	①特定施設届出	○
東京都環境確保条例	①定格出力の合計が2.2kW以上の原動機を使用する 物品の製造、加工、作業を常時行う工場 ②定格出力の合計が0.75kW以上2.2kW未満の原動機を使用する製造、加工、作業で以下のものを常に行う工場 (印刷、製本、金属の打抜き、型絞り、切断)	○

環境関連法規等名称	主な適用遵守事項	遵守状況
フロン排出抑制法	(1) 目的 オゾン層を破壊し又は地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する事項を定める。 (2) 定義 ①フロン類使用「特定製品」 ・第一種特定製品 業務用として製造された機器でフロン類が充填されているエアコンディショナー、冷蔵機器、冷凍機器（自動販売機を含む） ・第二種特定製品 自動車の乗車のために搭載されエアコンディショナー ※第二種特定製品の取扱は、自動車リサイクル法による。 ②フロン類使用製品の「管理者」 ・フロン類使用製品の所有者その他使用を管理する責任者 (3) 第一種特定製品の整備者、管理者の責務 第一種特定製品の管理者は、以下の「管理者判断基準」を遵守し特定製品に使用されているフロン類の適正な管理に努める。（違反者罰則：50万円以下の罰金） ①適切な場所への設置 機器の損傷等をもたらさず、点検・修理のしやすい場所 ②機器の点検の実施 ◇簡易点検 ・全ての第一種特定製品を対象に3月に1回以上実施 点検事項：異常音、損傷、摩耗、腐食及びさびその他の劣化、油漏れ並びに熱交換器への霜付着の有無 ・簡易点検で漏えい又は故障が確認された場合は、速やかに専門的な点検を行う。 ◇一定規模以上の第一種特定製品の定期点検 一定規模以上の第一種特定製品は、簡易点検に上乗せ	○
労働安全衛生法	①化学物質取扱職場におけるリスクアセスメント実施（義務） 事業者は、SDS交付対象化学物質を取り扱うときは、それによる労働者への危険又は健康障害を生じるおそれの程度を調査（リスクアセスメント）しなければならない。 ・対象事業場：リスクアセスメント実施対象となるは、業種、規模に拘わらず対象化学物質の製造、取扱いを行うすべての事業場 ・実施時期：新規に化学物質採用する時、作業手順変更時など ②労働者の危険・健康障害の防止措置の実施（努力義務） 事業者は、リスクアセスメントの結果に基づき労働者の危険又は健康障害を防止するために必要な措置を講じる。 ◆化学物質リスクアセスメントの実施支援ツール（無料）を活用 「化学物質リスク簡易評価法」（コントロール・バンディング） 「職場のあんぜんサイト」	○
毒物及び劇物取締法	【硫酸使用・保管】 ①盗難・紛失防止、飛散・漏れ・流出・地下浸透防止、飲食物容器不使用 ②容器・被包に、「医薬用外」の文字及び毒物は赤地に白で「毒物」、劇物は白地に赤で「劇物」の表示 ③貯蔵・陳列場所に「医薬用外」及び「毒物」、「劇物」の文字表示 ④事故の際は、保健所、警察署又は消防機関に届出、応急処置、盗難又は紛失の場合は直ちに警察に届出	○
環境負荷禁止物質不使用の要望	メーカーより不使用証明書を入手し提出 使用禁止有害物質及び使用禁止有害物質含有製品を使用しないように管理	○
EUの指令 電気電子機器製品の有害物質使用制限指令（RoHS規制）	使用禁止の10有害物質及び10有害物質含有製品を使用しないように管理	
REACH規制	使用禁止有害物質及び有害物質含有製品を使用しないように管理・	

6. 代表者による評価と見直し・指示

見直し対象期間	2023年7月1日 ～ 2024年6月30日
見直し実施月日	2024年8月30日 (☒ 定期) ・ 臨時)
出席者	代表取締役社長（兼環境管理責任者）、工場長
提出資料名	①環境関連法規の遵守状況 ②環境目標の達成状況及び環境活動計画の実施状況、その評価結果 ③問題点の是正処置及び予防処置の結果 ④外部からの苦情等の受付結果 ⑤その他
見直し結果	1.環境方針の変更の必要性(有 ・ ☒ 無) 2.環境目的・目標の変更の必要性(☒ 有 ・ 無) 3.実施体制の変更の必要性(有 ・ ☒ 無) 4.環境活動計画及び環境経営システム等の変更の必要性(有 ・ ☒ 無) 5.その他 <u>【達成】削減率が大きかったもの：二酸化炭素の排出量削減</u> 目標設定方法：2023年度の実績値を基準値を目標値として設定いたします 取り組み方法：継続的な活動を行っていく <u>【未達成】無し</u> 6.総合評価 今年度は、二酸化炭素排出量、廃棄物排出量、水使用量の全てにおいて目標を達成することができた。 特に、二酸化炭素排出量の削減は目標数値を大幅に変更しても達成できているので、次年度からは目標基準値（基準年度）を変更して取り組んでいきたい。 また、緊急事態対応の訓練実施については、具体的な活動内容等を情報収集して、自社でも取り組んでいきたいと考える。

変更内容

指 摘 箇 所	指 摘 内 容	改善責任者	期限

(回覧ルート)

社長（兼環境管理責任者）→工場長及び関係者招集

(改善責任者欄及び期限記入原紙保管、コピー作成→社長及び全社員へ配布)

7. 次年度(2024年度)以降の環境経営目標

作成日：2024年7月1日

7. 次年度(2024年度)以降の環境経営目標							承認	作成
							熊本	熊本
作成日：2024年7月1日								
No	環境方針項目	環境目標取組項目	単位	基準値 (固定値)	実績 年度	年度目標		
						2024年度	2025年度	2026年度
1	二酸化炭素排出量の削減	《二酸化炭素排出量は下記排出係数にて算出》	基準値に対する削減率			1%	2%	3%
		①電力使用量削減 * 排出係数は0.414(kg-CO2/kWh)にて算出/下記参照	Kg-CO2	13,990	2023	13,850	13,710	13,570
		②都市ガス使用量削減 * 排出係数は2.16(kg-CO2/m³)にて算出	Kg-CO2	2,525	2023	2,500	2,475	2,449
		③ガソリン使用量削減 * 排出係数は2.32(kg-CO2/ℓ)にて算出	Kg-CO2	3,095	2023	3,064	3,033	3,002
		④灯油使用量削減 * 排出係数は2.49(kg-CO2/ℓ)にて算出	Kg-CO2	314	2023	311	308	305
		二酸化炭素排出量計(上記①～④の合計)	Kg-CO2	19,924	2023	19,725	19,526	19,326
2	廃棄物排出量の削減	①廃棄物の分別	基準値に対する削減率			1%	2%	3%
		②リサイクルを推進して、最終廃棄物を削減 ③リユースを推進して、廃棄物削減と経費削減	kg	1,731	2023	1,714	1,696	1,679
3	水使用量の削減	①基準値内での井戸水利用	基準値に対する削減率			1%	2%	3%
		②蛇口に節水こまを設置して節水に努める ③水道配管からの漏洩を定期的に点検する	m³	1,440	2023	1,426	1,411	1,397

* 今年度は全項目について2023年度の実績値を基準に目標設定しました。

* 電力使用による二酸化炭素排出量の排出係数は、2023年9月より弊社が電力購入している株式会社エネワンでんき(登録番号:A0015)の2022年度調整後排出係数【0.414kg-CO₂/kWh】に変更して算出いたします。

* 都市ガス使用による二酸化炭素排出量は、ガイドライン2017年度版の「環境負荷への自己チェック表」と同じ排出係数【2.16】にて算出いたします。

* ガソリン使用による二酸化炭素排出量は、2023年度と同じ排出係数【2.32】にて算出いたします。

* 灯油使用による二酸化炭素排出量は、2023年度と同じ排出係数【2.49】にて算出いたします。